

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク減免規定

「施設利用料金の軽減と免除」は、より広く施設利用機会を得ることができるよう設けられた制度です。ただし、催事の規模・参加人数等に比例して減免率が高くなるものではありません。減免については以下の内容にて審査・運用いたします。

1. 減免対象の基準

- (1) 公益性の高い催事で、指定管理者が適当と認める場合。
- (2) 県民の文化生活の向上に寄与する催事で、指定管理者が適当と認める場合。
- (3) 福祉、障がい者団体が主催する催事で、指定管理者が適当と認める場合。
- (4) 山形県の認知度向上につながる催事で、指定管理者が適当と認める場合。
- (5) 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの施設利用促進に寄与する催事で、指定管理者が適当と認めた場合。
- (6) その他、指定管理者が適当と認める場合。

2. 申請から決定まで

- (1) 利用料金の減免を希望する場合は、主催者自らが指定管理者に減免申請書及び必要書類を提出してください。
- (2) 減免申請は、施設利用予定日の1週間前までに提出してください。
- (3) 指定管理者は、必要に応じて申請内容を主催者に確認。審査後、結果を回答します。
- (4) 減免の審査は、以下の項目について行います。
 - ・公益性を持つ内容か。
 - ・県民の文化生活の向上に寄与する内容か。
 - ・ユニバーサルデザインに寄与する内容か。
 - ・山形県の認知度向上に貢献する内容か。
 - ・蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの認知と施設利用促進に貢献する内容か。
- (5) 申請内容により、以下の減免率のいずれかを適用します。
①減免なし ②10%減免 ③30%減免 ④50%減免 ⑤70%減免 ⑥100%減免

3. その他

- (1) 減免申請は一催事につき一回とし、審査及び減免率確定後に利用申込された施設は減免の対象としません。
- (2) 販売や宣伝など営利を目的とした利用については減免の対象としません。
- (3) 申請内容・審査経緯に関しては公開しません。
- (4) 減免申請は主催者が直接行うこととし、代理申請や申請請負などは審査対象外とします。
- (5) 審査結果は主催者に直接通知します。
- (6) 利用料金は主催者に請求します。申請者（主催者）と請求先、支払元が異なる場合は減免の対象としません。
- (7) 領収書は申請者（主催者）名でのみ発行します。また、請求、支払、領収書の分割への対応は行いません。
- (8) 審査は年度毎になりますので、前年までの適用実績が反映されるとは限りません。
- (9) 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク減免規定は、変更になる場合があります。